

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-134705
(P2017-134705A)

(43) 公開日 平成29年8月3日(2017.8.3)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
G06F 17/22 (2006.01) G06F 17/22 635 5B109

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2016-15194 (P2016-15194)
(22) 出願日 平成28年1月29日 (2016.1.29)

(71) 出願人 316013389
ウイングアーク1st株式会社
東京都渋谷区桜丘町20番1号
(74) 代理人 100105784
弁理士 橋 和之
(72) 発明者 島澤 甲
東京都渋谷区桜丘町20番1号 ウイング
アーク1st株式会社内
(72) 発明者 河瀬 康弘
東京都渋谷区桜丘町20番1号 ウイング
アーク1st株式会社内
Fターム(参考) 5B109 NH02 SA14 VC03

(54) 【発明の名称】 データ処理システム、データ埋込装置およびデータ埋込用プログラム

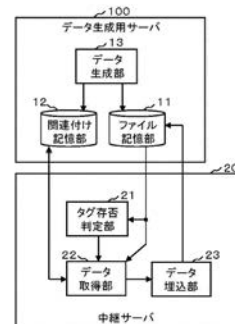
(57) 【要約】

【課題】 特定のアプリケーションにアドインのための小プログラムを組み込むことなく、別のアプリケーションで作成したデータの埋め込みを行うことができるようにする。

【解決手段】 特定のアプリケーションで作成されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部11から読み出して開き、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定するタグ存否判定部21と、埋め込みタグが存在した場合に、当該埋め込みタグに関連付けてファイル記憶部11に記憶されている埋め込み用データを取得するデータ取得部22と、取得した埋め込み用データを埋め込んで再びファイル保存するデータ埋込部23とを備え、ドキュメント内に埋め込みタグを挿入した状態でファイル保存すれば、その埋め込みタグの位置に埋め込み用データが自動的に埋め込まれて、ドキュメントのファイルが更新保存されるようにする。

【選択図】 図2

本実施形態によるデータ生成用サーバおよび中継サーバの機能構成例



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に、別のアプリケーションで作成したデータを埋め込むためのデータ処理を行うシステムであって、

上記特定のアプリケーションで作成したドキュメントの保存ファイルおよび上記別のアプリケーションで作成した埋め込み用データの保存ファイルを記憶するファイル記憶部と、

上記ファイル記憶部に記憶された上記ドキュメントの保存ファイルを上記ファイル記憶部から読み出して開き、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定するタグ存否判定部と、

上記タグ存否判定部により上記埋め込みタグが存在すると判定された場合、上記埋め込みタグに関連付けられている上記埋め込み用データを取得するデータ取得部と、

上記データ取得部により取得された上記埋め込み用データを上記埋め込みタグが存在する位置に埋め込み、データ埋め込み後のドキュメントを上記ファイル記憶部にファイル保存するデータ埋込部とを備えたことを特徴とするデータ処理システム。

【請求項 2】

上記データ埋込部は、上記ドキュメント内に上記埋め込み用データを埋め込んだ場合、元の埋め込みタグ可視化できない状態で残しておく、

上記タグ存否判定部は、上記ドキュメント内における上記埋め込みタグの存否を定期的に判定することを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理システム。

【請求項 3】

上記埋め込み用データが存在する場所を示すロケーション情報を上記埋め込みタグの中に記述するようにし、

上記データ取得部は、上記埋め込みタグ内に記述された上記ロケーション情報に基づいて、上記埋め込み用データを取得することを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理システム。

【請求項 4】

上記ドキュメント内に上記埋め込み用データを埋め込むときの当該埋め込み用データの大きさまたは位置の少なくとも一方を指定する指定情報を上記埋め込みタグの中に記述するようにし、

上記データ埋込部は、上記埋め込みタグ内に記述された指定情報に基づいて、上記ドキュメント内に上記埋め込み用データを埋め込むことを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理システム。

【請求項 5】

データ生成用サーバと中継サーバとを備え、

上記データ生成用サーバは、上記関連付け記憶部および上記ファイル記憶部を備え、

上記中継サーバは、上記タグ存否判定部、上記データ取得部および上記データ埋込部を備えることを特徴とする請求項 1 に記載のデータ処理システム。

【請求項 6】

特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に、別のアプリケーションで作成したデータを埋め込むための処理を行うデータ埋込装置であって、

上記特定のアプリケーションで作成されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部から読み出して開き、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定するタグ存否判定部と、

上記タグ存否判定部により上記埋め込みタグが存在すると判定された場合、当該埋め込みタグに関連付けて記憶されている埋め込み用データを取得するデータ取得部と、

上記データ取得部により取得された上記埋め込み用データを上記埋め込みタグが存在する位置に埋め込み、データ埋め込み後のドキュメントを上記ファイル記憶部にファイル保存するデータ埋込部とを備えたことを特徴とするデータ埋込装置。

【請求項 7】

10

20

30

40

50

特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に、別のアプリケーションで作成したデータを埋め込むための処理を行うデータ埋込用プログラムであって、

上記特定のアプリケーションで作成されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部から読み出して開き、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定するタグ存否判定手段、

上記タグ存否判定手段により上記埋め込みタグが存在すると判定された場合、当該埋め込みタグに関連付けて記憶されている埋め込み用データを取得するデータ取得手段、および

上記データ取得手段により取得された上記埋め込み用データを上記埋め込みタグが存在する位置に埋め込み、データ埋め込み後のドキュメントを上記ファイル記憶部にファイル保存するデータ埋め込み手段

としてコンピュータを機能させるためのデータ埋込用プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、データ処理システム、データ埋込装置およびデータ埋込用プログラムに関し、特に、特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に、別のアプリケーションで作成したデータを埋め込むためのデータ処理を行うシステムに用いて好適なものである。

【背景技術】

【0002】

従来、ある特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に、別のアプリケーションで作成したデータを埋め込む技術が知られている。例えば、文書作成ソフトやプレゼンテーションソフト等で作成したドキュメント内に、表計算ソフトで作成したチャートやグラフを埋め込むことが可能である。このようなデータの埋め込みは、アドインによる方式が一般的である。

【0003】

なお、計測値の折れ線グラフ等を埋め込んでプレゼンテーションソフト向けのレポートファイルを作成する技術が公開されている（例えば、特許文献1参照）。この特許文献1に記載の自動レポートシステムでは、計測機器が出力する計測値をデータベースに蓄積した後、計測値を時間順に記入した表や、計測値の時刻変化を示す折れ線グラフを、表計算ソフトなどで開ける文書ファイルに埋め込んでレポートファイルを作成する。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2012-208740号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

上述のように、ある特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に、別のアプリケーションで作成したデータを埋め込むことは、一般的にはアドイン機能により実現される。そのため、埋め込みを行いたいドキュメントのアプリケーションに対して、アドインのための小プログラムを事前に組み込んでおく必要があるという問題があった。

【0006】

本発明は、このような問題を解決するために成されたものであり、特定のアプリケーションに対してアドインのための小プログラムを組み込むことなく、別のアプリケーションで作成したデータの埋め込みを行うことができるようにすることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記した課題を解決するために、本発明では、特定のアプリケーションで作成されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部から読み出して開き、当該ドキュメント内に

10

20

30

40

50

埋め込みタグが存在するか否かを判定し、埋め込みタグが存在すると判定された場合には、当該埋め込みタグに関連付けてファイル記憶部に記憶されている埋め込み用データを埋め込みタグが存在する位置に埋め込み、データ埋め込み後のドキュメントをファイル記憶部に再びファイル保存するようにしている。

【発明の効果】

【0008】

上記のように構成した本発明によれば、特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に埋め込みタグを挿入した状態でファイル保存すれば、その後に保存ファイルが自動的に開かれて、埋め込みタグの位置に、別のアプリケーションで作成された埋め込み用データが埋め込まれ、ドキュメントのファイルが更新保存される。これにより、特定のアプリケーションに対してアドインのための小プログラムを組み込むことなく、別のアプリケーションで作成したデータの埋め込みを行うことができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本実施形態によるデータ処理システムの全体構成例を示す図である。

【図2】本実施形態によるデータ生成用サーバおよび中継サーバの機能構成例を示すブロック図である。

【図3】本実施形態の関連付け記憶部に記憶される関連付け情報の一例を示す図である。

【図4】本実施形態による中継サーバの処理内容を説明するための図である。

【図5】本実施形態による中継サーバ（データ埋込装置）の動作例を示すフローチャートである。

20

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下、本発明の一実施形態を図面に基づいて説明する。図1は、本実施形態によるデータ処理システムの全体構成例を示す図である。本実施形態のデータ処理システムは、例えば図1(a)に示すように、インターネット400上に接続されたデータ生成用サーバ100と、インターネット400に繋がるLAN(Local Area Network)500上に接続された中継サーバ200とを備えて構成されている。中継サーバ200は、本発明のデータ埋込装置に相当する。

【0011】

LAN500には、ユーザが使用するユーザ端末300も接続されている。ユーザは、ユーザ端末300を操作することにより、インターネット400を介してデータ生成用サーバ100にアクセスし、所望のアプリケーションによって所望のドキュメントを作成し、データ生成用サーバ100に保存することができるようになっている。所望のアプリケーションは、文書作成ソフト、表計算ソフト、作図ソフト、プレゼンテーションソフトなど任意である。

30

【0012】

データ生成用サーバ100と中継サーバ200は、相互に連携してデータ処理を行う。中継サーバ200は、特定のアプリケーションで作成されデータ生成用サーバ100に保存されたドキュメント内に、別のアプリケーションで作成されたデータを埋め込むためのデータ処理を行う。ここで、特定のアプリケーションおよび別のアプリケーションは、上述した文書作成ソフト、表計算ソフト、作図ソフト、プレゼンテーションソフトなどの何れか2つの組み合わせである。

40

【0013】

例えば、特定のアプリケーションがプレゼンテーションソフト、別のアプリケーションが表計算ソフトとすることが可能である。具体的には、中継サーバ200は、プレゼンテーションソフトで作成されデータ生成用サーバ100に保存されたドキュメント内に、表計算ソフトで作成されたチャートやグラフ等のデータを埋め込むための処理を行う。

【0014】

なお、サーバの配置構成は、図1(a)の例に限定されない。例えば図1(b)に示す

50

ように、データ生成用サーバ100および中継サーバ200をインターネット400に接続するようにしてもよい。あるいは、図1(c)に示すように、データ生成用サーバ100および中継サーバ200をLAN500上に接続するようにしてもよい。

【0015】

図2は、本実施形態によるデータ生成用サーバ100および中継サーバ200の機能構成例を示すブロック図である。図2に示すように、データ生成用サーバ100は、ファイル記憶部11、関連付け記憶部12およびデータ生成部13を備えている。また、中継サーバ200は、タグ存否判定部21、データ取得部22およびデータ埋込部23を備えている。

【0016】

中継サーバ200の上記各機能ブロック21~23は、ハードウェア、DSP(Digital Signal Processor)、ソフトウェアの何れによっても構成することが可能である。例えばソフトウェアによって構成する場合、上記各機能ブロック21~23は、実際にはコンピュータのCPU、RAM、ROMなどを備えて構成され、RAMやROM、ハードディスクまたは半導体メモリ等の記録媒体に記憶されたプログラムが動作することによって実現される。

【0017】

ファイル記憶部11は、特定のアプリケーションで作成したドキュメントの保存ファイルおよび別のアプリケーションで作成した埋め込み用データの保存ファイルを記憶する。例えば、ファイル記憶部11は、プレゼンテーションソフトで作成されたドキュメントの保存ファイルと、表計算ソフトで作成されたチャートやグラフ等の埋め込み用データの保存ファイルとを記憶する。これらのファイルは、ユーザ端末300からデータ生成用サーバ100にアクセスして行われるユーザ操作に基づいて、データ生成部13が生成する。

【0018】

関連付け記憶部12は、所定形式の埋め込みタグと埋め込み用データとの関連付け情報を記憶する。埋め込みタグの形式は任意に定めることが可能である。例えば、 $\$ \{ \}$ とすることができる。 $\{ \}$ 内の“ ”の部分は、埋め込み用データの保存ファイル名や所定の識別情報など、任意の情報とすることができる。

【0019】

図3は、関連付け記憶部12に記憶される関連付け情報の一例を示す図である。図3に示すように、関連付け記憶部12は、埋め込みタグと、埋め込み用データの保存場所を表すロケーション情報とを関連付けたテーブル情報を、関連付け情報として記憶する。

【0020】

この関連付け情報も、ユーザ端末300からデータ生成用サーバ100にアクセスして行われるユーザ操作に基づいて、データ生成部13が生成する。例えば、ユーザがユーザ端末300を通じて埋め込みタグを任意に記述し、それに関連付ける埋め込み用データの保存ファイルを公知のファイルシステムにより指定して保存する操作を行うことにより、関連付け情報を生成して関連付け記憶部12に記憶させることが可能である。

【0021】

タグ存否判定部21は、ファイル記憶部11に記憶されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部11から読み出して開き、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定する。例えば、タグ存否判定部21は、定期的にファイル記憶部11にアクセスし、ファイル記憶部11に記憶されている1以上のドキュメントの保存ファイルを1つずつ開いて、ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かをそれぞれ確認する。

【0022】

なお、保存ファイルを開いて埋め込みタグの存否を判定するタイミングは、上記の例に限定されない。例えば、データ生成部13がドキュメントのファイルをファイル記憶部11に保存したときに、そのことをデータ生成部13がタグ存否判定部21に通知する。タグ存否判定部21は、この通知を受けるたびに、通知に係るドキュメントの保存ファイルを開いて埋め込みタグの存否を判定するようにしてもよい。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 3 】

データ取得部 2 2 は、タグ存否判定部 2 1 により埋め込みタグが存在すると判定された場合、関連付け記憶部 1 2 に記憶された関連付け情報を参照して、ドキュメント内にある埋め込みタグに関連付けられた埋め込み用データをファイル記憶部 1 1 から取得する。

【 0 0 2 4 】

データ埋込部 2 3 は、データ取得部 2 2 により取得された埋め込み用データを埋め込みタグが存在する位置に埋め込み、データ埋め込み後のドキュメントをファイル記憶部 1 1 にファイル保存し直す。

【 0 0 2 5 】

図 4 は、上述した中継サーバ 2 0 0 の処理内容を説明するための図である。図 4 (a) は、データ生成部 1 3 により生成されファイル記憶部 1 1 に記憶されたドキュメントの中のあるページを示すものである。このページ内には、テキスト文が記述され、画像が挿入されるとともに、ページ右上の部分に埋め込みタグ 4 1 が記述されている。

10

【 0 0 2 6 】

このドキュメントのファイルがファイル記憶部 1 1 に保存された後、タグ存否判定部 2 1 は、当該ドキュメントの保存ファイルを開いて全てのページを確認し、ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定する。図 4 (a) の例では埋め込みタグ 4 1 が存在するので、データ取得部 2 2 は、埋め込みタグ 4 1 に関連付けられている埋め込み用データをファイル記憶部 1 1 から取得する。

【 0 0 2 7 】

そして、データ埋込部 2 3 は、データ取得部 2 2 により取得された埋め込み用データを、埋め込みタグ 4 1 が存在する位置に埋め込む。図 4 (b) は、埋め込みタグ 4 1 が存在する位置に埋め込み用データ 4 2 が埋め込まれた状態を示している。図 4 (b) の例では、埋め込み用データ 4 2 としてチャートのデータが埋め込まれている。データ埋込部 2 3 は、図 4 (b) のように埋め込み用データ 4 2 が埋め込まれたドキュメントをファイル記憶部 1 1 にファイル保存し直す。

20

【 0 0 2 8 】

したがって、ユーザが図 4 (a) のように埋め込みタグ 4 1 を記述して作成したドキュメントをファイル記憶部 1 1 に保存した後、再びそのドキュメントの保存ファイルを開くと、図 4 (b) のように埋め込み用データ 4 2 のチャートが埋め込まれた状態に変わっている。

30

【 0 0 2 9 】

なお、埋め込むチャートの大きさは、あらかじめ決められた所定の大きさとするのが可能である。所定の大きさとしてドキュメント内にチャートを埋め込んだ場合、ページ内でのレイアウトが必ずしも適切（ユーザが望む通り）になるとは限らない。この場合は、ユーザがユーザ端末 3 0 0 を操作して次にドキュメントを開いたときに、レイアウトを任意に調整すればよい。ここでは埋め込み用データとしてチャートを埋め込む例について説明したが、画像や図形など他の形式のデータを埋め込む場合も同様であり、あらかじめ決められた所定の大きさとしてドキュメント内に埋め込む。

【 0 0 3 0 】

ドキュメント内に埋め込み用データを埋め込んだ場合、元の埋め込みタグは、ドキュメント内から削除してもよいし、可視化できない状態で残しておいてもよい。埋め込みタグをドキュメント内に残した場合、タグ存否判定部 2 1 がドキュメント内における埋め込みタグの存否を定期的に判定する構成であれば、埋め込まれる埋め込み用データを最新の状態に保つことができる。

40

【 0 0 3 1 】

すなわち、ユーザがユーザ端末 3 0 0 を操作してファイル記憶部 1 1 の埋め込み用データを更新し、更新した埋め込み用データをファイル記憶部 1 1 にファイル保存すれば、タグ存否判定部 2 1 が埋め込みタグの存否を判定する次の定期のタイミングで、その更新された埋め込み用データが埋め込みタグの位置に埋め込まれる。これにより、ユーザがドク

50

ュメントを開いたときには、常に最新の埋め込み用データが埋め込まれた状態となる。

【0032】

ここで、タグ存否判定部21がドキュメントの保存ファイルを開いて埋め込みタグの存在を確認したとき、その埋め込みタグの位置に既に埋め込み用データが埋め込まれている場合、データ埋込部23は、既に埋め込まれている埋め込み用データを削除して、その時点でデータ取得部22によりファイル記憶部11から取得された埋め込み用データを埋め込みタグの位置に埋め込み直して保存する。

【0033】

図5は、上記のように構成した本実施形態による中継サーバ200（データ埋込装置）の動作例を示すフローチャートである。まず、タグ存否判定部21は、データ生成用サーバ100のファイル記憶部11にアクセスする定期のタイミングになったか否かを判定する（ステップS1）。定期のタイミングになっていない場合は、ステップS1の判定を繰り返す。

10

【0034】

一方、定期のタイミングになった場合、タグ存否判定部21は、ファイル記憶部11に記憶されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部11から読み出して開き（ステップS2）、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを確認する（ステップS3）。ここで、ドキュメント内に埋め込みタグが存在しなかった場合、処理はステップS1に戻る。

【0035】

一方、ドキュメント内に埋め込みタグが存在した場合、データ取得部22は、関連付け記憶部12に記憶された関連付け情報を参照して、ドキュメント内にある埋め込みタグに関連付けられた埋め込み用データをファイル記憶部11から取得する（ステップS4）。

20

【0036】

次に、データ埋込部23は、埋め込みタグの位置に既に埋め込み用データが埋め込まれているか否かを判定する（ステップS5）。埋め込み用データがまだ埋め込まれていない場合、処理はステップS7に遷移する。一方、埋め込み用データが既に埋め込まれていた場合、データ埋込部23は、その埋め込み用データを削除する（ステップS6）。

【0037】

その後、データ埋込部23は、ステップS4でデータ取得部22により取得された埋め込み用データを埋め込みタグが存在する位置に埋め込み（ステップS7）、データ埋め込み後のドキュメントをファイル記憶部11にファイル保存し直す（ステップS8）。これで、図5に示すフローチャートの処理を終了する。

30

【0038】

以上詳しく説明したように、本実施形態では、特定のアプリケーションで作成されたドキュメントの保存ファイルをファイル記憶部11から読み出して開き、当該ドキュメント内に埋め込みタグが存在するか否かを判定する。そして、埋め込みタグが存在すると判定された場合には、当該埋め込みタグに関連付けてファイル記憶部11に記憶されている埋め込み用データを埋め込みタグが存在する位置に埋め込み、データ埋め込み後のドキュメントをファイル記憶部11に再びファイル保存するようにしている。

40

【0039】

このように構成した本実施形態によれば、特定のアプリケーションで作成したドキュメント内に埋め込みタグを挿入した状態でファイル保存すれば、その埋め込みタグの位置に、別のアプリケーションで作成された埋め込み用データが埋め込まれて、ドキュメントのファイルが更新保存される。これにより、特定のアプリケーションに対してアドインのための小プログラムを組み込むことなく、別のアプリケーションで作成したデータの埋め込みを行うことができる。

【0040】

なお、上記実施形態では、図3に例示したテーブル情報を関連付け情報としてあらかじめ関連付け記憶部12に記憶しておいて、この関連付け情報を参照することにより、埋め

50

込み用データをファイル記憶部 1 1 から取得する例について説明したが、本発明はこれに限定されない。例えば、埋め込みタグ \$ { }\$ の { } 内に埋め込み用データのロケーション情報を記述するようにして、この埋め込みタグ内のロケーション情報に基づいてファイル記憶部 1 1 にアクセスして埋め込み用データを取得するようにしてもよい。

【 0 0 4 1 】

また、上記実施形態では、ドキュメント内に埋め込む埋め込み用データ（チャートや画像、図形など）の大きさを所定の大きさとする例について説明したが、本発明はこれに限定されない。例えば、埋め込みタグ \$ { }\$ の { } 内に大きさ情報を記述することによって、埋め込み用データの大きさを指定できるようにしてもよい。さらに、{ } 内に位置情報を記述することにより、埋め込み用データの埋め込み位置を指定できるようにしてもよい。この場合の埋め込み位置は、例えば、埋め込みタグの位置に埋め込み用データのどの部分（中心、四隅の何れかなど）を合わせるかを指定する情報とすることができる。

10

【 0 0 4 2 】

また、上記実施形態では、データ生成用サーバ 1 0 0 および中継サーバ 2 0 0 の 2 つのサーバを設ける構成について説明したが、本発明はこれに限定されない。例えば、データ生成用サーバ 1 0 0 が中継サーバ 2 0 0 の機能を備えることにより、1 つのサーバで構成するようにしてもよい。あるいは、クライアント - サーバ型のシステム構成ではなく、スタンドアロン型の構成としてもよい。この場合は、データ生成用サーバ 1 0 0 および中継サーバ 2 0 0 が備える上述の機能を、例えばパーソナルコンピュータに実装することが可能である。

20

【 0 0 4 3 】

また、上記実施形態では、ドキュメントのファイルと埋め込み用データのファイルとを同じファイル記憶部 1 1 に記憶する例について説明したが、これらのファイルを別の記憶部に記憶させるようにしてもよい。この場合、ドキュメントのファイルと埋め込み用データのファイルとを別のサーバで管理するようにしてもよい。

【 0 0 4 4 】

その他、上記実施形態は、何れも本発明を実施するにあたっての具体化の一例を示したものに過ぎず、これによって本発明の技術的範囲が限定的に解釈されてはならないものである。すなわち、本発明はその要旨、またはその主要な特徴から逸脱することなく、様々な形で実施することができる。

30

【 符号の説明 】

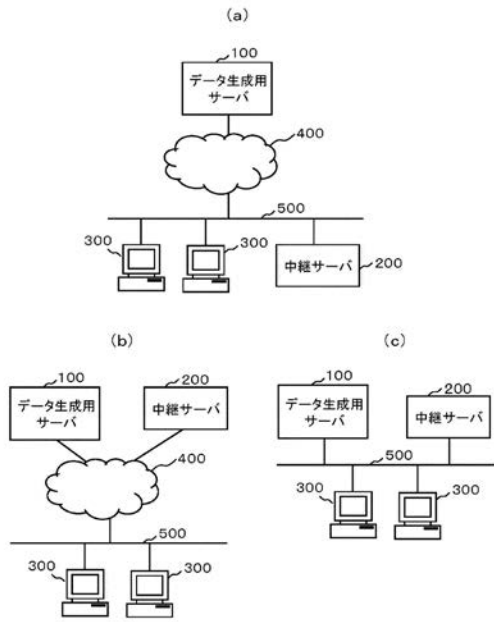
【 0 0 4 5 】

- 1 1 ファイル記憶部
- 1 2 関連付け記憶部
- 1 3 データ生成部
- 2 1 タグ存否判定部
- 2 2 データ取得部
- 2 3 データ埋込部
- 4 1 埋め込みタグ
- 4 2 埋め込み用データ
- 1 0 0 データ生成用サーバ
- 2 0 0 中継サーバ（データ埋込装置）

40

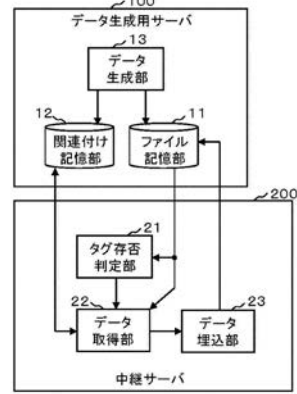
【 図 1 】

本実施形態によるデータ処理システムの全体構成例



【 図 2 】

本実施形態によるデータ生成サーバおよび中継サーバの機能構成例



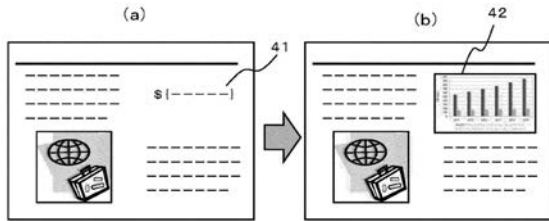
【 図 3 】

本実施形態の関連付け記憶部に記憶される関連付け情報の一例

埋め込みタグ	埋め込み用データのロケーション
\$[-----]	¥:mb56分析メモ/タイムチャート/売上分析チャート
⋮	⋮
⋮	⋮

【 図 4 】

本実施形態による中継サーバの処理内容



【 図 5 】

本実施形態による中継サーバ(データ埋込装置)の動作例

